

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	スギタニ リサ 杉谷 理沙	授与番号 甲 1483 号
学位の種類	博士 (文学)	授与年月日 2021 年 3 月 31 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]	
博士論文の題名	戦国期北野社組織と「権門」	
審査委員	(主査) 東島 誠 (立命館大学文学部教授)	美川 圭 (立命館大学文学部教授)
	大田 壮一郎 (立命館大学文学部教授)	
論文内容の要旨	<p>【論文の構成】 本論文は、序と終章、および本論 2 篇 6 章の、全 8 章で構成される。</p> <p>【論文内容の要旨】 現在もなお強い影響力を持つ黒田俊雄氏の学説では、顕密体制は織豊権力期に、権門体制は応仁の乱期に、それぞれ衰退したとされるが、本論文は権門の（ここでは特に寺社の）戦国期特有の存在形態を明らかにすることを通じて、その近世期への継承を展望する。</p> <p>まず、第一篇「山門末社としての北野社組織」では、山門末社としての北野社の組織構造が、形を変えながらも近世まで北野社を規定し続けたことを論じる。</p> <p>第一章「別当と社家——北野社における二つの人事権」では、なぜ別当竹内門跡の権限は社家松梅院によって克服されえなかったのか、すなわち門跡を組織の頂点とする形態をとる必然性の問題を、二つの人事権、すなわち身分の根本を規定するものと、現場レベルで機能するもの、として解明。門跡—社家の関係に天皇—将軍の相似形を見る。</p> <p>第二章「南北朝期祇園社安居会の催行と社僧組織」では、南北朝期、山門末社祇園社の安居会が、戦国期北野社の場合と同様の形態で催行されていたことを解明。「一社」と呼ばれる合議・祭祀組織が派閥を越えて安居会に参勤する、北野社の社僧組織が、南北朝～戦国期という長期にわたり維持された、不変の構造を持っていたことの傍証とする。</p> <p>第三章「戦国期における山門の末社支配——西京神人の酒麴専売訴訟を中心として」は、戦国期、天文年間の酒麴専売訴訟を素材とする。同訴訟は山門による法華衆排斥策の文脈で解されてきたが、同時に、戦国期に著しく低下した経済力を回復させる手段であり、戦国期において本末関係の枠組みは、姿を変えながらも支配構造の基底にあったことを解明する。</p> <p>つづく第二篇「北野社祠官組織と大名勢力」では、戦国期における「権門」として大名勢力を捉え、戦国期において大名勢力を後ろ盾とした北野社祠官のあり方を検討し、また戦国期の終焉によって祠官のあり方がどう変容したのか、を明らかにする。</p> <p>第一章「北野社における殿原編成と細川京兆家」では、応仁・文明の乱後の細川京兆家と松梅院との関係について、両者を連結させる接合点の役割を果たした「殿原衆」の多重被官化現象を解明。松梅院にとって殿原衆とは、自身と外部の諸階層・諸地域を結ぶ窓口であると</p>	

論文審査の結果の要旨	<p>同時に自身を守護する傭兵的存在であった。一方、細川京兆家にとっての殿原衆は、領国経営および京都支配において、末端の執行機関としての機能を担う存在であった。</p> <p>第二章「戦国期北野社祠官の動向——宝成院を中心として」では、寺社内部における応仁の乱の縮図を細川京兆家—松梅院と大内氏—宝成院の対立構造にみる。宝成院は生き残り策として、師檀関係にある大内氏の領国へ下向して院領の維持に努めるが、戦国期の情勢下、大内氏が滅亡し、院領は押領されて経済基盤が崩壊する。その隙に北野社における松梅院の専制は強化され、宝成院は滅亡に至る。</p> <p>第三章「祠官家の統廃合」では、前章でみた祠官家の衰亡について、寺社の「家」研究への視点も絡めて検討し、近世の「祠官三家」（松梅院に連なる祠官家による独占体制）への接収、統廃合の道筋を、松梅院門弟衆と宝成院派祠官との対立、および禅豫系松梅院と禅椿系松梅院との対立の文脈で解明。その道筋が戦国期に付けられたことを明らかにする。</p> <p>そして、終章「芸能興行地北野の成立——織豊期～近世北野社への視座」では、豊臣秀吉による京都改造、検地を経て、北野社による膝下領の屋地子徴収権が否定される一方、松梅院には人足役賦課などの権限が認められたこと、さらに松梅院の意向によって、新たな経済基盤として芸能興行地北野が成立することを解明。「出雲の阿国」が北野社門前を興行地として選び、歌舞伎の萌芽となるのは、「近世」という時代の象徴的な出来事であった。</p> <p>【論文の特徴】</p> <p>本論文が基礎概念として前提とする黒田俊雄の権門体制論の核心は、国家の単一性ではなく、構造の単一性を指摘した点にある。武家も公家も寺社も、荘園制を経済基盤とする〈相似〉の支配構造を持っていたこと、その〈構造の束〉の上に天皇を位置付けたこと、そして、被支配者の前に聳えているのが、どこを切っても基本的に同じ構造の、まさしく逃げ場のないシステムだ、という点こそが、その核心であり、すなわちそれは天皇制の問題である。</p> <p>本論第一篇は、権力の根源を人事権に見出し、〈身分の根本を規定する人事権〉と〈現場レベルで機能する人事権〉をそれぞれ掌握した、門跡と社家の「二つの人事権」の連関が解き明かされ、天皇—将軍の権力関係の〈相似形〉が門跡—社家の関係に見出される。さらに、山門—北野社の本末関係を基底とする支配構造が、南北朝から戦国期まで基本的に不変であったことを重視。従来、法華宗台頭に伴う対立構図の変化という動的部分が着目されてきたのに対し、本末関係が組み変わっただけであるという、静的部分にあえて着目し、戦国期に、〈形を変えながらも維持される構造〉を見出した点も重要な特徴と言える。</p> <p>また本論第二篇では、戦国期の新たな「権門」として大名勢力を位置づけ、北野社祠官組織と大名勢力の〈連結点〉として、双方に多重被官化した「殿原衆」という存在を浮彫りにする。さらに、社家内部で対立する祠官家が、それぞれ別の大名勢力との連結を求めた結果、北野社組織の中に、応仁の乱の「縮図」が現出し、かくて〈対立する者同士が同じ権力構造を持つ〉に至る点を、克明に浮かび上がらせた。権力のタテの構造を明らかにしようとする第一篇に対し、第二篇は、ヨコの構造を明らかにするもの、と言える。</p> <p>終章の末尾で結論されるように、戦国期「権門」体制下を生き抜いた北野社祠官家松梅院が、豊臣政権を経て独占体制を確立するにも拘わらず、なぜ門跡を頂点とする組織構造が維持され続けたのか。すなわち、自己の身分、アイデンティティを規定する権力構造が否定され得なかった理由は何か。この問いに答えた本論文は、権門体制論の真の根柢にある、レジームとしての天皇制の存続理由の解明を、論の基底に据えた点が、最大の特徴である。</p>
------------	--

	<p>【論文の評価】</p> <p>本論文で高く評価すべき点は、第一に、タテの面では、いかに権力を掌握しようとも〈自己の身分、アイデンティティを規定する権力構造〉が否定され得ないという権力構造が、分散・遍在化する過程、ヨコの面では、〈対立する者同士が同じ権力構造を持つ〉こと、この二点を、北野社組織の分析から具体的に明らかにした点である。第二に、実証的には第二篇で、大名権力と祠官組織との〈連結点〉となる「殿原層」の存在を解明した点が大きく、権力論、都市論、中央—地方関係など、多分野に重要な知見をもたらすものと評価できる。</p> <p>一方、以下のような問題点が指摘された。まず序において、既往の研究史への全面对決が回避された印象があり、より批判的な問題点整理が必要である。次に、権門体制論に立つ場合、近世史の位置づけが大きな問題点となる。天皇制の克服が模索された戦後歴史学において、東国国家論を提唱した佐藤進一の場合、天皇制とは異質な原理（合議=民主主義）の探究であったため、あくまで「鬼っ子」すなわち未完の近代であって、近代との不連続を前提とできたが、レジームとしての天皇制を中世に見出す権門体制論の場合、それが中世末に衰退するという問題構成自体がアポリアとなる。この指摘に対して申請者は、中世的構造の近世期への継続性を明らかにした本論文の意義を再確認し、その回答とした。</p> <p>その他、個々の点について、第一篇では、平安時代の別当制に組織の外部性かつ天皇直属の性格を見る議論との関連性、夏安居の供花番廻文の解釈の妥当性、「山門」という括りの妥当性、などが質問され、それぞれの確に回答があった。また、「二つの人事権」は申請者自身によって独自に研究概念化すべきである、という点が強く要望された。第二篇では、「家」の成立と分立の問題、被官—又被官と、家—御家（公）の構造との関係、被官—又被官の重層性（タテ）と細川京兆家・松梅院の多重被官化（ヨコ）との関係、西国に在国する宝成院と連携することの大内氏側のメリット、天神信仰も含めた北野社の文化史的な位置づけ、松梅院が権力を独占したと言っても、それ自体の身分は低いという問題をどう考えるか、等々、多岐にわたる質問、指摘があったが、それぞれの確に回答があった。</p> <p>以上、公開審査とそれを踏まえた審査委員会判定会議の議論により、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文の公開審査は、2021年1月12日（火）17時から19時30分まで、立命館大学清心館 SE001 教室で行われた。</p> <p>審査委員会は、公開審査において、本論文の主要分野である日本中世史について、申請者の歴史的事項に関わる知識、戦後歴史学から現在に至る学問史上の意義について試問し、それぞれについて十分な回答を得ることができた。また、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在籍期間中における史学会大会（於・東京大学）での学会発表、『立命館文学』『東アジアの思想と文化』への論文掲載をはじめとするさまざまな研究活動、また公開審査の質疑応答を通して、博士学位に相応しい能力を有することを確認した。</p> <p>したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。</p>